

藤沢市手数料条例の一部改正について  
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表の2の項中「第20条第1項、第3項及び第4項」を「第15条の4第1項、第3項及び第4項」に、「住民票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は住民票の記載事項に関する証明書若しくは戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類」を「住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付又は住民票の除票の写し若しくは除票記載事項証明書」に改め、同表に次のように加える。

|   |   |    |      |
|---|---|----|------|
| 3 | 法第20条第1項、第3項及び第4項並びに第21条の3第1項、第3項及び第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付又は戸籍の附票の除票の写しの交付 | 1件 | 300円 |
|---|---|----|------|

別表第1の3の表の1の項を削り、同表中2の項を1の項とする。

別表第4の1の表4の項備考を次のように改める。

備考

- 1 申請又は通知に係る工事に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、昇降機1基につき21,000円（小荷物専用昇降機については、13,000円）を加算する。
- 2 申請又は通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項

の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この表において「判定建築物」という。）である場合は、次の各号に掲げる用途及び床面積の区分に応じ、当該各号に定める額（判定建築物が複数ある場合には、1棟ごとに算出した額を合算した額）を加算する。

- (1) 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円
- (2) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円
- (3) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円
- (4) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- (5) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円
- (6) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円

別表第4の1の表5の項備考を次のように改める。

備考

- 1 申請又は通知に係る工事に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、昇降機1基につき20,000円（小荷物専用昇降機については、13,000円）を加算する。
- 2 申請又は通知に係る建築物が判定建築物である場合は、4の項備考2各号に掲げる用途及び床面積の区分に応じ、当該各号に定める額（判定建築物が複数ある場合には、1棟ごとに算出した額を合算した額）を加算する。

別表第4の5の表中「平成27年法律第53号。」を削り、同表1の項から7の項までを次のように改める。

|   |                                 |    |                                 |
|---|---------------------------------|----|---------------------------------|
| 1 | 法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー | 1件 | (1) 当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等である場合につ |
|---|---------------------------------|----|---------------------------------|

一消費性能適合性判定の申請又は  
請求に対する審査

いては、次に掲げる額

ア 建築物エネルギー消費性能  
基準等を定める省令（平成  
28年経済産業省令・国土交  
通省令第1号。以下この表に  
おいて「省令」という。）第  
1条第1項第1号イの規定に  
よりエネルギー消費性能を求  
めたものについては、次の  
（ア）から（カ）までに掲げる当  
該判定に係る床面積の合計に  
応じ、それぞれ（ア）から（カ）  
までに定める額

（ア） 300平方メートル未  
満 23,000円（申請  
前にあらかじめ建築物エ  
ネルギー消費性能向上計  
画について登録建築物エ  
ネルギー消費性能判定機  
関等による審査を受けて  
いるもの（以下「審査済  
建築物」という。）につ  
いては、9,400円）

（イ） 300平方メートル以  
上2,000平方メートル  
未満 43,000円（審  
査済建築物については、  
27,000円）

（ロ） 2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満 100,000円  
（審査済建築物につい  
ては、80,000円）

（ハ） 5,000平方メートル  
以上10,000平方メー  
トル未満 150,000  
円（審査済建築物につ  
いては、130,000円）

（ニ） 10,000平方メー  
トル以上25,000平方メ  
ートル未満 190,000円（審査済  
建築物については、  
160,000円）

（ホ） 25,000平方メー  
トル以上 230,000円  
（審査済建築物につ  
いては、200,000円）

イ 省令第1条第1項第1号ロ  
の規定によりエネルギー消費  
性能を求めたものにつ  
いては、次の（ア）から（カ）ま  
でに掲げる当該判定に係る床  
面積の合計に応じ、それぞれ（ア）  
から（カ）までに定める額

（ア） 300平方メートル未  
満 19,000円（審査  
済建築物については、

- 9,400円)
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 38,000円 (審査済建築物については, 27,000円)
  - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 95,000円 (審査済建築物については, 80,000円)
  - (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 140,000円 (審査済建築物については, 130,000円)
  - (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 180,000円 (審査済建築物については, 160,000円)
  - (カ) 25,000平方メートル以上 220,000円 (審査済建築物については, 200,000円)
- (2) 当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等以外である場合については, 次に掲げる額
- ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては, 次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ, それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 230,000円 (審査済建築物については, 9,400円)
  - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については, 27,000円)
  - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円 (審査済建築物については, 80,000円)
  - (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円 (審査済建築物については, 130,000円)
  - (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満

|   |   |    |  |
|---|---|----|--|
|   |   |    | <p>770,000円（審査済建築物については、160,000円）</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 870,000円（審査済建築物については、200,000円）</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 87,000円（審査済建築物については、9,400円）</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円（審査済建築物については、27,000円）</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円（審査済建築物については、80,000円）</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円（審査済建築物については、130,000円）</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円（審査済建築物については、160,000円）</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 440,000円（審査済建築物については、200,000円）</p> |
| 2 | 法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査 | 1件 | <p>次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(1) 当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等である場合については、次に掲げる額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 11,500円（審査</p>   |

済建築物については、  
4,700円)

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,500円  
(審査済建築物については、13,500円)

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円  
(審査済建築物については、40,000円)

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 75,000円  
(審査済建築物については、65,000円)

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 95,000円  
(審査済建築物については、80,000円)

(カ) 25,000平方メートル以上 115,000円  
(審査済建築物については、100,000円)

イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 9,500円 (審査済建築物については、4,700円)

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 19,000円 (審査済建築物については、13,500円)

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 47,500円  
(審査済建築物については、40,000円)

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 70,000円  
(審査済建築物については、65,000円)

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 90,000円  
(審査済建築物については、80,000円)

- (カ) 25,000平方メートル以上 110,000円  
(審査済建築物については, 100,000円)
- (2) 当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等以外である場合については, 次に掲げる額
- ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては, 次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ, それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 115,000円 (審査済建築物については, 4,700円)
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については, 13,500円)
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円 (審査済建築物については, 40,000円)
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円 (審査済建築物については, 65,000円)
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円 (審査済建築物については, 80,000円)
- (カ) 25,000平方メートル以上 435,000円 (審査済建築物については, 100,000円)
- イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては, 次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ, それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 43,500円 (審査済建築物については, 4,700円)
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円 (審査済建築物については,

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
|   |  |  | <p>13,500円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円 (審査済建築物については, 40,000円)</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円 (審査済建築物については, 65,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については, 80,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 220,000円 (審査済建築物については, 100,000円)</p> <p>(3) 新たに追加する非住宅部分について, 1の項の規定の例により算出した額</p>   |
| 3 | <p>第29項に定める建築物エネルギー性能向上計画の申請併せて32項に適合の行をく。</p> | <p>(1) 申請に係る建築物エネルギー性能向上計画第29条第3号に掲げない場合</p> | <p>1件</p> <p>(1) 一戸建て住宅については, 次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 200平方メートル未満 34,000円 (審査済建築物については, 4,700円)</p> <p>イ 200平方メートル以上 38,000円 (審査済建築物については, 4,700円)</p> <p>(2) 一の建築物については, 次に掲げる額のうち, 当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分については, 次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち, 当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ, それぞれaからdまでに定める額</p> <p>a 300平方メートル未満 59,600円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</p> |



155,000円

d 5,000平方メートル以上 199,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円

d 5,000平方メートル以上 81,000円

イ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円(審査済建築物については、9,400円)

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円(審査済建築物については、27,000円)

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円(審査済建築物については、80,000円)

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円(審査済建築物については、130,000円)

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円(審査済建築物については、160,000円)

(カ) 25,000平方メートル以上 870,000円(審査済建築物について

|   |  |    |  |
|---|--|----|--|
|   |  |    | <p>は、200,000円)</p> <p>ウ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 87,000円(審査済建築物については、9,400円)</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円(審査済建築物については、27,000円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円(審査済建築物については、80,000円)</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円(審査済建築物については、130,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円(審査済建築物については、160,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 440,000円(審査済建築物については、200,000円)</p> |
|   | (2) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合                           | 1件 | <p>申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物(法第29条第3項に規定する「申請建築物」をいう。以下この表において同じ。)及び他の建築物(同項に規定する「他の建築物」をいう。以下この表において同じ。)につきこの項の(1)申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合の例により算出した額(他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出した額を合算した額)</p>   |
| 4 | 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(当該申請に併せて法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。) | 1件 | <p>3の項の規定の例により算出した額に申請建築物について別表第4の1の表1の項、2の項及び3の項の規定の例により算出した額を加算した額</p>   |

|   |  |                          |    |   |
|---|--|--------------------------|----|---|
| 5 | <p>第31条の1項に定めるエネルギー性能計画の申請（請て2いす32定の適用第32定の適用を合く。）</p> | <p>(1) 他の建築物を追加しない場合</p> | 1件 | <p>(1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額<br/> ア 200平方メートル未満<br/> 17,000円（審査済建築物については、2,350円）<br/> イ 200平方メートル以上<br/> 19,000円（審査済建築物については、2,350円）</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額<br/> ア 住宅部分については、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額<br/> (ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額<br/> a 300平方メートル未満 29,800円<br/> b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 50,000円<br/> c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,500円<br/> d 5,000平方メートル以上 99,500円<br/> (イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額<br/> a 300平方メートル未満 4,700円<br/> b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円<br/> c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円<br/> d 5,000平方メートル以上 40,500円<br/> イ 非住宅部分で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定によりエネ</p> |
|---|--|--------------------------|----|---|

ルギー消費性能を求めたもの  
については、次の(ア)から  
(カ)までに掲げる床面積の区  
分に応じ、それぞれ(ア)から  
(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未  
満 115,000円(審査  
済建築物については、  
4,700円)

(イ) 300平方メートル以  
上2,000平方メートル  
未満 185,000円  
(審査済建築物につい  
ては、13,500円)

(ウ) 2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満 265,000円  
(審査済建築物につい  
ては、40,000円)

(エ) 5,000平方メートル  
以上10,000平方メー  
トル未満 325,000  
円(審査済建築物につ  
いては、65,000円)

(オ) 10,000平方メー  
トル以上25,000平方メ  
ートル未満  
385,000円(審査済  
建築物については、  
80,000円)

(カ) 25,000平方メー  
トル以上 435,000円  
(審査済建築物につい  
ては、100,000円)

ウ 非住宅部分で省令第10条  
第1号イ(2)及びロ(2)又は同  
条第3号イの規定によりエネ  
ルギー消費性能を求めたもの  
については、次の(ア)から  
(カ)までに掲げる床面積の区  
分に応じ、それぞれ(ア)から  
(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未  
満 43,500円(審査  
済建築物については、  
4,700円)

(イ) 300平方メートル以  
上2,000平方メートル  
未満 75,000円(審査  
済建築物については、  
13,500円)

(ウ) 2,000平方メートル  
以上5,000平方メー  
トル未満 120,000円  
(審査済建築物につい  
ては、40,000円)

(エ) 5,000平方メートル  
以上10,000平方メー

|   |   |                        |    |  |  |
|---|---|------------------------|----|--|--|
|   |   |                        |    |  | <p>トル未満 155,000円 (審査済建築物については, 65,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については, 80,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 220,000円 (審査済建築物については, 100,000円)</p> |
|   | (2) 他物の加場建築をす合  | ア 変更前の申請建築又は他の物に事変ないが場 | 1件 | 追加する他の建築物につき3の項の規定の例により算出した額 (追加する他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出した額を合算した額)   |  |
|   |   | イ 以外の場                 | 1件 | アの例により算出した額に変更がある申請建築物又は他の建築物について(1)の例により算出した額を合算した額   |  |
| 6 | 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (当該申請に併せて同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。) |                        | 1件 | 5の項の規定の例により算出した額に申請建築物につき別表第4の1の表1の項, 2の項及び3の項の規定の例により算出した額を加算した額  |  |
| 7 | 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査  |                        | 1件 | <p>(1) 一戸建て住宅であって, 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)又は第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては, 次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 200平方メートル未満 34,000円 (申請前にあらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査, 法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの判定, 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画</p> |  |

の認定，都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準に基づく評価を受けているもの（以下この項において「審査済建築物」という。）については，  
4,700円)

イ 200平方メートル以上  
38,000円（審査済建築物については，4,700円）

(2) 一戸建て住宅であって，省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)の規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては，次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額

ア 200平方メートル未満  
17,000円（審査済建築物については，4,700円）

イ 200平方メートル以上  
19,000円（審査済建築物については，4,700円）

(3) 一の建築物については，次に掲げる額のうち，当該申請に係るものを合算した額

ア 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては，次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち，当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ，それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 59,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

155,000円

d 5,000平方メートル以上 199,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円

d 5,000平方メートル以上 81,000円

イ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)又は同項第3号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 23,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 55,000円

d 5,000平方メートル以上 79,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

円

- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満  
45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円
- ウ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
  - (ア) 300平方メートル未満 230,000円(審査済建築物については、9,400円)
  - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円(審査済建築物については、27,000円)
  - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円(審査済建築物については、80,000円)
  - (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円(審査済建築物については、130,000円)
  - (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円(審査済建築物については、160,000円)
  - (カ) 25,000平方メートル以上 870,000円(審査済建築物については、200,000円)
- エ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
  - (ア) 300平方メートル未満 87,000円(審査済建築物については、9,400円)
  - (イ) 300平方メートル以



|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>上2,000平方メートル未満 150,000円<br/>(審査済建築物については, 27,000円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円<br/>(審査済建築物については, 80,000円)</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円<br/>(審査済建築物については, 130,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円<br/>(審査済建築物については, 160,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 440,000円<br/>(審査済建築物については, 200,000円)</p> |
|--|--|---|

別表第4の5の表中8の項を9の項とし、同項の前に次のように加える。

|   |  |        |  |
|---|--|--------|--|
| 8 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることの証明書の交付 | 1<br>件 | <p>(1) 用途が工場等である建築物については、次に掲げる額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 11,500円<br/>(審査済建築物については, 4,700円)</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,500円<br/>(審査済建築物については, 13,500円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円<br/>(審査済建築物については, 40,000円)</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 75,000円<br/>(審査済建築物については, 65,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 95,000</p> |
|---|--|--------|--|

- 円（審査済建築物については、80,000円）
- (カ) 25,000平方メートル以上 115,000円  
（審査済建築物については、100,000円）
- イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 9,500円（審査済建築物については、4,700円）
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 19,000円（審査済建築物については、13,500円）
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 47,500円  
（審査済建築物については、40,000円）
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 70,000円  
（審査済建築物については、65,000円）
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 90,000円  
（審査済建築物については、80,000円）
- (カ) 25,000平方メートル以上 110,000円  
（審査済建築物については、100,000円）
- (2) 用途が工場等以外である建築物については、次に掲げる額
- ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 115,000円（審査済建築物については、4,700円）
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル

- 未満 185,000円  
(審査済建築物については, 13,500円)
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円  
(審査済建築物については, 40,000円)
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円  
(審査済建築物については, 65,000円)
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円  
(審査済建築物については, 80,000円)
- (カ) 25,000平方メートル以上 435,000円  
(審査済建築物については, 100,000円)
- イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては, 次の(ア)から(カ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ, それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 43,500円  
(審査済建築物については, 4,700円)
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円  
(審査済建築物については, 13,500円)
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円  
(審査済建築物については, 40,000円)
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円  
(審査済建築物については, 65,000円)
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円  
(審査済建築物については, 80,000円)
- (カ) 25,000平方メートル

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | ル以上 220,000円<br>(審査済建築物については、100,000円) |
|--|--|--|--|

別表第5の13の表1の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表2の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の表の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第6号に規定する日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、住民基本台帳法の一部が改正され、除票の写し等の交付に関する規定が新たに設けられたこと、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物エネルギー消費性能基準の評価方法及び一次エネルギー消費基準の評価方法が追加されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。